

感染防止対策委員会 運用指針

株式会社ジーエル
New Step 大阪
New Step 広島

感染防止対策委員会 運用指針

(委員会の目的)

第1条 株式会社ジーエル NewStep大阪、NewStep広島はご利用者に適切かつ質の高い支援を提供するため、事業所内での平常時の感染予防対策及び感染症発生時の対策に取り組むための基本的な考え方を以下のとおり定める。

- 1) 基本的感染防止対策として、標準予防策(*)を適用し、この標準予防策を常時適応したうえで、特定の感染経路がある疾患などに対して感染防止対策を提供する。これらを基本に感染の防止に組織的な対応を行い、感染症などが発生した際にはその原因の迅速な特定と制圧、終息を図るものとし、全職員がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な支援の提供ができるよう定めるものである。

*標準予防策（スタンダードプリコーション）

汗を除く、すべての体液、血液、分泌物、排泄物は感染の危険性があるものとして対応する予防策。具体的な方法としては以下のものがあげられる。

- ・手洗い、手指衛生
 - ・ディスポ手袋の着用
 - ・マスク、エプロン等の個人用防護具の着用
 - ・感染制御の環境整備
- など

(感染防止対策のための委員会に関する事項)

第2条 感染防止対策に関する審議機関として感染防止対策委員会を設置する。

- 1) 感染防止対策委員会は定期的または感染防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた都度に、随時委員会を開催し次に掲げる事項について協議を行う。
 - ①事業所内における感染症の予防体制の確立に関すること。
 - ②感染予防に関する情報の収集に関すること。
 - ③事業所内で報告のあった感染事例の対応策に関すること。
 - ④感染予防のためのマニュアル等の整備に関すること。
 - ⑤職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること。
 - ⑥その他、事業所内の感染予防のために必要な事項に関すること。

(委員の選出)

第3条 感染防止対策委員会は各事業所より幅広い職種によって構成する。なお、必要に応じて、協力医療機関の医師、市区町村の保健所等の行政機関や知見を有する第三者の助言を得る。

- 1) 委員会の委員については以下の委員会役員名簿のとおりとする。

感染防止対策委員会役員名簿

委員長	New Step 大阪/New Step 広島 各事業所管理者または児童発達支援管理責任者
委員	New Step 大阪吹田教室 支援員
委員	New Step 大阪 2nd 吹田青葉丘教室 支援員
委員	New Step 大阪 3rd 江坂教室 支援員
委員	New Step 広島大芝教室 支援員
法人選出委員	株式会社ジーエル 管理部
児童福祉部選出委員	株式会社ジーエル 児童福祉部マネージャー

(感染防止対策のための研修に関する基本方針)

第4条 感染防止対策の基本的考えかた、及び具体的対策について全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に研修を実施する。研修の内容は、感染防止対策に関する基礎的な知識の普及と啓発をするとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。

- 1) 現任者には、「感染防止対策研修」を年1回以上行うものとする。
- 2) 新規採用者には、毎月の入社時研修において、「感染防止対策研修」を実施する。
- 3) 感染防止対策委員会ならびに事業所管理者が「感染防止対策研修」が必要と認めた場合には、随時実施する。
- 4) 感染防止対策を目的とした、各種講演会、研究会の開催情報を広く告知し、希望者の参加を支援する。
- 5) 研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録し、保存する。

(感染症の発生状況の報告に関する基本方針)

第5条 感染症発生時は感染防止対策委員会が中心となり、発生原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、感染防止対策委員会で報告する。

- 1) 事業所は感染症の発生状況をいち早く特定し、迅速な対応がとれるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- 2) ご利用予定のご利用者に関しては、感染の有無も含めて健康状態を確認する。また、全職員に対して、当該感染症に関する知識、対応などについて周知を行う。

(感染症発生時の対応に関する基本方針)

第6条 感染症対策マニュアルに沿った、手洗いの徹底、個人防護用具の使用といった感染症対策を講じ、常に感染防止に努める。

- 1) 疾患または病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施する。
- 2) 報告の義務づけられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。
- 3) 特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携をとって対応する。

（ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第7条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業所のホームページに掲載し、ご利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

（その他感染防止対策の推進のために必要な基本方針）

第8条 感染症対策マニュアルには、科学的根拠に基づいた対策を採用し実施する。

- 1) マニュアルは最新の知見に対応するように定期的に改訂を行う。

（附則）

- 1) この指針は令和4年4月1日より施行とする。
- 2) この指針は令和5年12月1日より一部改訂施行とする。
- 3) この指針は令和8年8月1日より一部改訂施行とする。